

## 町田市就学指定校変更許可基準

2007年1月9日町田市教育委員会教育長決裁

町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

## &lt;条件&gt;

1. 通学途上の安全については、保護者が責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上支障がないと教育委員会が認めること。

## 基準表

	事由	許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間(1年間程度)	・工事請負契約書、(建物の)売買契約書、賃貸借契約書のいずれか
3	下校後の保護	共働き等のため、下校後、祖父母宅等で児童の保護をする場合で、その保護宅の通学区域指定校に通学することを希望する場合	卒業まで (申請は小学校3年生まで)	・就業証明書等 ・預かり人承諾書
4	兄弟姉妹関係	兄姉が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄姉と同じ学校に通学することを希望する場合	卒業まで	
5	特認地区	教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、指定校以外に通学を認められた学校に通学することを希望する場合	卒業まで	
6	特別支援学級の特認校	通学区域の指定校に特別支援学級がないため、教育委員会が定めた特別支援学級の特認校を希望する場合 (指定校に対する特認校は、教育委員会が定め一覧表にして公開する)	卒業まで	
7	身体的理由	身体的な理由で、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校に通学することを希望する場合	卒業まで	・診断書又は意見書等
8	小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の場合で、継続する中学校へ、入学することを希望する場合	卒業まで	
9	教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因する事情により、在籍校又は指定校に通学が困難な場合で、就学校を変更することにより改善が見込まれると教育委員会が判断した場合	卒業まで	・保護者の申立書